

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和6年度)

施 設 の 名 称	宮城県援護寮
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 (室)	宮城県保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
～ 平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月 ～ 平成21年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成21年4月 ～ 平成24年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成24年4月 ～ 平成29年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成29年4月 ～ 令和 4年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和 4年4月 ～ 令和 9年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
指 定 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	☒ 公募 ☐ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県援護寮	
所 在 地	宮城県大崎市古川旭5-7-1	
設 置 年 月	平成13年 4月	
根 拠 条 例 等	障害者支援施設等条例	
設 置 目 的	精神障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり生活能力の維持、向上等のため必要な支援、訓練を行う。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	985㎡
	構 造	鉄筋コンクリート2階建て
	内 容	一般居室(個室)20、短期入所用居室(個室)2、地域交流室、食堂、相談室、トレーニングルーム、静養室、事務室、洗濯コーナー
開 館 (所) 日	通年	
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備等の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員の資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	☐ 有 ☒ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	366 日	365 日	100.0%	99.7%
延べ利用者数	12,960 人	6,201 人	6,590 人	50.8%	106.3%

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
宿泊型自立訓練	7,300 人	3,636 人	3,905 人	53.5%	107.4%
自立訓練(生活訓練)	4,860 人	2,397 人	2,618 人	53.9%	109.2%
短期入所	730 人	95 人	31 人	4.2%	32.6%
体験入寮(入寮前)	70 人	73 人	36 人	51.4%	49.3%
合 計	12,960 人	6,201 人	6,590 人	50.8%	106.3%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位: 千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和6年度) (A)	前 年 度 (令和5年度) (B)	評価対象年度 (令和6年度) (C)		
県指定管理料	80,107	78,052	81,074	101.2%	103.9%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	-	-
収 入 計 (a)	80,107	78,052	81,074	101.2%	103.9%

(2) 支出

人件費	63,672	65,744	57,548	90.4%	87.5%
施設管理費	8,548	8,219	8,350	97.7%	101.6%
事業運営費	4,600	3,961	4,100	89.1%	103.5%
その他	3,287	3,219	4,754	144.6%	147.7%
支 出 計 (b)	80,107	81,143	74,752	93.3%	92.1%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	-3,091	6,322	-	-204.5%
前期繰越収支差額	16,818	19,909	16,818	100.0%	84.5%
次期繰越収支差額	16,818	16,818	23,140	137.6%	137.6%

6. 評価対象年度(令和6年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項 目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
				評価		評価	
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	1 清掃、除草、植栽の剪定、追肥(適時) 2 施設整備の点検と修繕(毎月) 3 消防設備、避難経路確保の点検(毎月) 4 空調設備点検清掃(年1回6月) 5 床ワックス、窓清掃(年2回6月、11月) 6 防災警報通信設備点検(年2回6、12月) 7 グリストラップ清掃(年1回6月) 8 殺虫殺鼠業務(年1回6月)		指定管理に関する委託契約に基づき、適切な施設の維持管理に努めました。		A	委託契約による保守点検等が確実に実施され、職員等による建物内外部や敷地内の清掃等が定期的に行われており、適正な保守管理が行われていると認められる。
	収支実績	上記「5 管理運営収支実績」のとおり		法人の経理規則に基づき、会計・経理事務の適正な執行を行いました。 事業運営費支出増の要因としては、食材費高騰の影響で1日あたり108円の値上げがあり、これまで料金に含まれていた調味料代も事業費負担になったことによるものです。		A	物価高騰などの影響はあったものの、概ね適切に執行されている。
効率性	管理運営体制	法人の経営理念及び経営方針に基づき、事業運営の基本方針及び事業計画を策定しています。また、必要職員数を確保し、法人諸規程に基づき必要な帳簿を備え、適正な施設運営を実施するとともに、職員の人材育成に努めました。 《研修実績》 1 施設内研修: 社会生活技能訓練(SST)研修 計3回、延34人 2 法人研修: 階層別研修 計5回、5人 専門研修 計9回、9人 選択研修 計5回、5人 3 虐待防止等研修 計3回、延12人 4 精神保健福祉関連研修 計4回、延4人 5 法人内施設・他団体主催研修 計19件、延19人 6 国家資格取得 精神保健福祉士1人 ※SST: ソーシャルスキルトレーニング		法人の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針及び事業計画を策定するとともに、法人諸規程に基づき必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。また、指定管理年度協定書に基づく必要職員数を配置するとともに、人材育成として各種研修会への参加、国家資格取得の奨励を行ない人材育成に努めました。特に利用者支援力の向上として、外部講師を3回招き、社会生活技能訓練(SST)研修を実施しました。さらに社会生活技能訓練については、当該施設以外にも周知を行い多くの方々に参加をいただいております。 なお、災害支援として、令和6年能登半島地震被災地社協に1人、被災施設に2回(延2人)を派遣しました。 年度協定人員配置計画に基づく職員配置は令和7年3月31日時点で、正規職員10人(100%)でした。		A	人員体制について、年間を通して欠員無く、職員研修についても、精神保健福祉関連の研修を取り入れるなど、利用者支援に繋がる知識の習得に努めている。 施設の運営に影響がない範囲で災害支援の職員派遣を行っている。
	人員体制	正規	10 人	非正規	0 人		
	運営業務(ソフト事業等)の実施	1 ケアマネジメントによる個別支援計画の作成と相談支援事業者への交付 2 自立訓練(生活訓練) 定員20人 延2,618人 平日の午前・午後に日中プログラムを行い、調理、清掃、買い物、運動、SST、地域移行準備等の訓練を実施。 3 宿泊型自立訓練 定員20人 延3,905人 住まいの提供を通じ生活習慣の確立や医療の継続、金銭管理等の訓練を実施。 4 短期入所 定員2人 実人員4人 延31人 レスパイト3人、家族等対応困難1人 5 福祉人材育成 精神保健福祉援助実習受入れ 実人員1人 6 情報公開 広報誌年2回発行、ホームページ18回更新、ブログ27回更新 7 事務事業効率化(デジタル化の取り組み) 利用者の外出泊予定管理及び調味料やジャム等の在庫・賞味期限の管理等の一元化 8 セーフティネット機能 在宅生活が困難になった方の一時的な短期入所利用の受入れ。退寮者のアフターケアとして電話や来所による相談対応、支援会議への参加。		1 個別支援計画は、月1回のモニタリング、3か月毎の評価と更新により定期的に利用者の意思を確認することで支援の質の向上に努めました。さらに令和6年度報酬改定に基づき障害者の意思決定支援の推進のため個別支援計画を相談支援事業所へ交付しています。 2 日中プログラムでは、小グループ活動や個別対応を行い、個別ニーズに沿った支援を行うとともに、コロナ禍でも可能な限り希望する進路先の見学等を実施することで進路支援を行いました。 3 毎日の健康観察や服薬支援、金銭管理支援を通じて、個別ニーズに沿った訓練に取り組みしました。 4 短期入所 セーフティネット機能として緊急一次受入れを行ないました。 5 県内の福祉人材育成のため、実習生1人(17日間)の受入を行ないました。次年度も福祉人材の育成、施設機能の活用にも努めていきます。 6 広報誌・ホームページを活用し、情報発信に努めました。 7 事務事業効率化(デジタル化の取り組み)を図り、利用者支援の時間や支援力向上のための研修時間を確保できるよう努めてきました。		A	各サービスにおいては、安全対策を十分に行った上で利用者のニーズに応える運営業務を行っている。 利用者外泊・宿泊予定管理のクラウド化や日中プログラム参加率の自動集計等デジタル化に取り組む、業務効率化を積極的に図っている。
有効性	利用実績	上記「4 施設利用実績」のとおり		令和6年度本入寮利用者4人のうち、入寮前の居所は在宅1人、入院3人でした。地域移行した退寮者7人のうち、退所先はグループホーム6人、病院1人(入院した状態で退寮)でした。		B	前年度に比べ利用者は増加したものの、利用者数が計画の半数程度に留まった。今後は、援護寮の情報について周知を拡大し、市町村や病院との連携を強め、新規入寮者の受入に努めることが望まれる。

主な視点	項 目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
				評価		評価
有効性	利用者サービスの向上	1 法人として利用者の権利擁護、リスク管理を推進するため危機管理部会、サービス向上部会等を設置。 2 福祉サービス自己評価の実施、第三者評価受審、第三者委員会の開催。 3 アセスメントによる定期的な個別支援計画の作成とモニタリングの実施。 4 研修受講による職員の支援スキル向上。 5 利用者サービスへのサービス提供に関するアドバイザーを配置し、年3回スーパーバイズを受けました。 6 利用者アンケートの実施 4分野(対応、相談、情報・計画、活動)のアンケートを、毎月1分野ずつ実施しました。 7 「ヒヤリ・ハット体験報告」、「事故報告」を再発防止にいたしました。事故 2件、ヒヤリ・ハット体験 44件	1 指定管理の委託契約に基づき、計画された内容を実施しました。 2 自己評価を実施し、提供サービスの点検を行い、改善計画を作成・実施しました。評価結果及び改善結果について第三者委員会に報告し、助言や指摘をいただき、サービスの質の向上に努めました。 3 アセスメントによる定期的な個別支援計画の作成とモニタリングを実施し、個別ニーズの把握に努めました。 4 精神保健福祉基礎講座等の研修を受講し、精神疾患や福祉制度に関する理解を深めることでサービスの質の向上に努めました。 5 利用者サービスへのサービス提供に関する悩みの解消と職員のストレス軽減(職場定着)を図りました。 6 利用者アンケートを実施し、サービスに対する満足度、ニーズの把握に努め日中活動や寮の運営に反映しました。 7 「ヒヤリ・ハット体験報告」、「事故報告」を基に集積、分析を実施し、職員全体で共有を図ることでサービスの質の向上に努めました。	A	事業計画に基づき、利用者一人一人の障害特性に応じた支援計画の作成や利用者に合わせた継続的な面談を実施するなど、適切な支援が行われている。 また、多様化している利用者の障害特性に対応するため、積極的な研修受講やアドバイザーの設置しスーパーバイズを受けるなど、サービス向上に努めている。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	1 毎月の利用者アンケート 月1回 2 利用者の声の把握と対応 36件 3 なんでも相談、苦情解決体制の整備と周知 苦情0件、なんでも相談2件(うち委員会報告同意しない1件) 4 相談・苦情に対する迅速な対応、記録、検証、改善、解決	1 アンケート結果は個別に回答し、フィードバックし、情報公開と信頼関係の構築に努めました。 2 日常生活及び面談時に聴取した意見や、意見箱に投函された要望を「利用者の声」として把握し、設備面・支援面で速やかな対策を行いました。 3 利用契約時や日中プログラムの生活講座で、なんでも相談や苦情解決体制を説明。ポスターは施設出入口付近に掲示し、利用者、来客者への周知を図りました。 4 相談、苦情については、可能な限り迅速に対応し、ケース記録、なんでも相談記録、ヒヤリハット報告等に記録。職員全体で共有し改善、解決に努めました。	A	定期的に利用者との個別相談を実施し、要望等に関しては職員全体で情報を共有した上で、他の利用者との話し合いの場を設ける等工夫して、迅速な解決に努め、サービス向上を図っている。	A
その他	県民の平等利用	1 利用希望の常時受付、見学対応を実施。相談問合せ35件、見学17件 2 ホームページ、ブログによる発信の強化 3 入寮希望者には実態調査を行ったうえ、所定の体験利用プログラムを実施。統一した評価票を用い、入寮基準を明確化	1 見学希望者には、希望に応じた日程調整を行い利用しやすい環境作りにも努めました。 2 援護寮の活動内容等を広く周知するため、ホームページの更新やブログの発信に努めました。 3 入寮の流れについてホームページに掲載し、入寮希望者に向けて情報を発信しました。また、入寮希望者に対し、体験利用前の見学も含めた説明を行い、施設への理解促進に努めました。	A	体験利用の実施や各事業所や市町村へのパンフレットの配布等、施設の周知活動に努めている。また、待機者名簿を作成し、利用者の平等利用に配慮している。	A
	安全対策	1 防災関係 消防計画の整備及び消防署への届け出、防災訓練の実施(年3回)、食料の備蓄(30人5日分)、職員と業者による防災設備点検。 2 屋内外の設備点検(毎月) 3 利用者及び職員に対する防犯、日常生活をする上で必要な対応についての注意喚起実施。 4 不審者対策 刺叉等防犯対策備品を常備。古川警察署生活安全課による対策訓練および防犯講習会を実施。 5 感染症予防対策 国、県や法人の対応方針をもとに、感染対策委員会を年4回開催する等し、感染予防に努めました。	1、2 毎月第1土曜、日曜に消防設備、施設設備の自主点検を行い、故障箇所、危険箇所の早期発見と対策に努めました。 3 日中プログラムで防犯や服薬管理等に関する生活講座を実施し、利用者の意識啓発に努めました。 4 平成28年から古川警察署による防犯講座、不審者対応訓練を継続実施し、安全対策を行いました。 5 感染症対策として利用者に対する情報提供、注意喚起のポスター掲示、玄関入り口での検温・消毒、マスクの着用、手洗い、うがい等の励行を周知し感染予防に努めました。	A	定期的な防災訓練を実施しているほか、消防設備の点検も適切に行っている。また、警察署による研修及び訓練を実施し、不審者等に関する対策を行っている。 検温・消毒、マスクの着用の励行等により感染予防対策が図られている。	A

主な視点	項 目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
				評価		評価
その他	個人情報の保護	「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、施設内にプライバシーポリシーを掲示する等の取組を行い、個人情報の適正な管理に努めました。また、同規程に基づき個人情報管理責任者を施設長と定めています。 職員会議で諸規程やプライバシーポリシー、具体的行動計画等の読み合わせを行い、全職員への徹底を図っています。	法人の規程に基づき、パソコンのパスワード更新や公文書の外部持ち出し時は管理簿で管理しました。 広報誌やブログの写真掲載については入寮時、年度始めに全利用者から同意書をとって使用範囲を限定した上で、発行の都度、利用者の方と内容を確認しました。	A	法人で定める規程に基づき、個人情報の保管・管理が徹底され、他者が当該情報を閲覧できない工夫がなされている。	A
	自主事業の実施					
	その他の取組	1 環境認証制度に係る取組として「わが社のe行動宣言」に登録済みで継続遵守してきました。 2 関係機関との連携 家族や市町村、県保健福祉事務所、精神科病院、相談、就労支援等の事業所との連携。日中プログラムでは、古川警察署や古川消防署、保健所、消費生活センター等への講師依頼による専門講座の実施。 3 地域自立支援協議会への参加 大崎市自立支援協議会、宮城県自立支援協議会 4 障害者就労施設等からの物品調達 2事業所 32,350円 5 体験入寮の実施 体験プログラムの提供 5人 31日 判定会議 4人 ※体験入寮期間の途中で新型コロナウイルスが発生したことにより、体験中止となった方が1人いました。その方については後日サービス担当者会議を開催しご本人の意向を確認しましたが、「また体験したいと思ったら申し込む」という形になりました。	1 環境への配慮については計画どおり実施できています。 2 関係機関との連携 利用希望者、利用者(自立訓練、短期入所)に関する連絡調整、支援会議、モニタリング、通院同行等を密に行い、関係機関との連携を深めました。また、これらの機会を通して施設についての周知活動を行うことができました。 3 大崎市自立支援協議会(地域生活支援拠点部会)2回、宮城県自立支援協議会(精神障害部会)に2回参加し、地域ネットワークの構築に努めました。 4 障害者就労施設等からの物品調達として、2事業所から食品(非常食、行事食の材料)を調達しました。 5 コロナの影響によって、以前繋がりがあった連絡先との関係性が希薄な状況ですが、この状況を改善すべく事業所向けの援護寮見学説明会を開催し利用率増加に努めました。	A	関係機関との繋がりを強化し、地域に根ざした施設としての取り組みが見られた。また、障害者の賃金向上に向け、障害者就労施設等からの物品調達も行われているが、今後も更なる拡充が望まれる。	A
	総 合 評 価		新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数が低調でしたが感染症対策として、社会情勢及び法人対応方針を踏まえて、事業所でのルール変更を適宜行い、安心して利用できる環境づくりに努めました。 指定管理施設として、適切に事業運営、予算執行、県有財産の管理を行い、多様化するニーズに対応できるよう、利用者の特性に応じた個別支援計画の作成に留意し、サービスの質の向上に努めました。 災害支援として、令和6年能登半島地震被災地社協に1人、被災施設に2回(延2人)を派遣しました。	A	利用者の障害特性に応じた個別支援計画の作成や、意向調査を毎月実施する等、地域移行に向けた取り組みも適切に行われている。 また、地域移行後もショートステイの利用促進等、アフターフォローも手厚く行われており、精神障害者の訓練施設としての役割を果たしている。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項 目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度以降、利用率が5割程度となり低調に推移してきました。引き続き、医療機関や相談支援事業所等の関係機関に対し働きかけを行い、利用率を向上させるための取組が必要です。 近年、利用者の障害特性や入寮経路、個別ニーズ等の多様化により、専門的かつ個別支援の必要性がますます高まっています。サービスの質を向上させるため、引き続き、各種研修を受講する等、職員の支援力の強化が必要です。 施設設備面では、設置後24年が経過し老朽化による劣化が著しく、日常的な修繕が増加しています。今後更なる計画的な施設整備が必要です。 県立施設として、将来起こり得る災害に対する対策や準備を整えるため、災害時の支援に向けた情報収集や訓練等に努めてまいります。	地域移行に向けた取り組みの強化により、継続的に地域移行の成果が出ている一方、新規利用者数の伸び悩みが課題となっている。今後は、これまでの地域移行に向けた取り組みを継続・発展させつつ、オンライン面接等を活用して、新規利用者の受け入れ及び地域移行に向けた取り組みをより強化することが求められる。 利用者の障害特性等の多様化については、引き続き職員研修受講を推進するなどして、支援力の向上に努める必要がある。